

八女市オンデマンド交通変更に伴うブランド戦略支援業務仕様書

1. 業務委託の背景・狙い

八女市オンデマンド交通（以下「乗合タクシー」という）については、路線バスと連携して市民生活を支える重要な移動手段として運行しているところ。今般、乗合タクシーの運行を大きく見直し、現在の市民の暮らしに寄り添った運行とすることで、市民生活に欠かせない移動手段としての定着を目指していくことを企図している。

今般のブランド戦略支援業務においては、乗合タクシーが「利用者や用途が限定される」「使いにくい」「(申し訳なく) お世話になる」といった旧来のイメージを刷新、生活交通として幅広い活用方法があることを訴求し、利用者層の拡大と利用者数の増加を目標としている。また、乗合タクシーの見直しを入り口に、路線バスや一般タクシーを組み合わせた全体の移動性能が向上することを訴え、公共交通全体の利用者確保につなげていく。

[乗合タクシー見直し概要]

項目	現状内容	見直し後
運行エリア	旧町村内での移動を主とする市内 11 エリアでの運行（一部共通乗り入れエリアの設定あり）	市内全域を 3 エリアに統合（一部共通乗り入れエリアの設定あり） ・八女・立花エリア ・黒木・矢部エリア ・上陽・星野エリア
運行日	平日（月曜～金曜）	平日（月曜～金曜）＋土日祝
運行時間	運行時間 7:30～予約締切 15:30 （最終運行開始 15:30）	運行時間 7:30～予約締切 17:30（予約は 18:00 乗車まで選択可）
予約単位	1 時間に 1 本の便運行	30 分間隔のダイヤフリー運行
予約方法	電話のみ	電話＋Web（スマホ、PC等）
予約受付時間	7:30～15:30	7:30～17:30(Web は 24 時間 365 日受付)

[主なターゲティング]

- 自動車免許証未保有者や返納者等、自ら移動手段を持たない市民。
- マイカーを保有しているものの、運転の安全性や将来を考えた場合、公共交通の利用を選択肢に入れている高齢者（自動車免許証を返納するかしないか等といった二択論ではなく、慣れた場所や時間帯での運転はマイカーで、そ

れ以外の移動は公共交通という考え方もある等、抵抗なく乗合タクシー利用を促進していく訴求を想定)。

- 学校や習い事等で移動に困っている学生・若年者。
- 地域の高齢者や家族の支援、子育て等でマイカーをフル活用している等、自らの移動には特に困っていないものの、移動支援に多くの時間を割いている現役労働世代層。直接の公共交通利用者ではなく、高齢者や学生・若年者への媒介的役割を担う。

[ターゲティングへのアプローチ]

- 高齢者層に対しては、直接 WEB 等を見る機会が一般的には少ないことから、アナログ媒体が有効。例えば地域のふれあいサロンを活用した対面周知、家族や民生委員、生活支援・相談者、医療・介護関係者等媒介者を通じた周知が有効と考えられる。
- 学生層に対しては、ショート動画等デジタル媒体の活用や体験イベント、地域祭りを通じたノベルティ配布等によるきっかけ作りが有効と考えられる。

2. 業務委託の概要

受託者は、交通協議会および関係交通事業者と緊密に連携し、以下の業務を遂行する。

(1) 戦略・ブランド設計

従来のイメージ刷新に向け、サービスの価値・役割・対象者を整理し、どのようなポジションで認知を広げるかの設計。

- ・コンセプト、新名称、ロゴマークの策定。
- ・ブランドストーリーの設計
- ・車両デザイン（16 台分）の開発。※幅広い世代が利用する、スマートな移動を象徴するデザインとすること。

(2) 施策企画・制度設計・実行・推進

利用促進につながるキャンペーンや参加型施策、特典設計

- ・キャンペーン全体企画
- ・参加型施策の設計
- ・利用促進策の推進

(3) WEB・動画制作

サービスサイトや SNS・LINE などのデジタルからの利用導線の整備、理解促進・認知向上のための動画制作。

- ・サービスサイトの制作、運営、保守管理
- ・コンセプトムービー制作 1 本
- ・利用登録に関する説明動画
- ・15 秒程度のショート動画

(4) 利用促進コンテンツ制作

チラシ・パンフレット・ポスターなどの紙媒体や、掲出物・サイン計画などのリアル接点ツールの制作。

- ・チラシ制作（リサイズ展開含む）
- ・パンフレット、ポスター、ノベルティ等の制作
- ・車両ラッピング（デザイン含む）、または宣伝用マグネットシートの制作等、八女市予約型乗合タクシー車両を活用した宣伝ツール制作。
- ・九州自動車道を運行する高速バスは八女市にとって重要な都市圏アクセス機能であることを踏まえ、八女インターバス停やパークアンドライド駐車場付近における高速バスと市内公共交通（乗合タクシーや路線バス）との乗継に関する看板やチラシ等、案内ツールの作成・見直し、設置。

(5) イベント

出発式や地域イベント出展などの企画運営。

- ・サービス開始発表イベント
- ・地域祭りへの出展（運行開始前後2か月程度）

(6) 業務支援

事業運営に関わる業務代行、打ち合わせ設営等

(7) その他

写真・動画撮影、取材、素材制作、追加クリエイティブ制作など、各施策に付随する制作業務。

3. 成果物

受託者は、本業務の完了後、速やかに以下の成果物を納入すること。

- 戦略・ブランド設計に関する企画書およびガイドライン（ロゴ、名称、ストーリー等） 1式
- 車両デザインデータおよび施工（またはマグネット制作） 報告書 1式
- 利用促進施策設計に関する企画書 1式
- Webサイト、動画（コンセプト、説明、ショート）データ 1式
- 広告運用、マスメディア露出に関する実績報告書 1式
- 制作した看板の設置、紙媒体（チラシ、ポスター、パンフレット）およびノベルティ等 1式
- イベント実施報告書（写真等含む） 1式
- 事業運営に関する打ち合わせ等の協議記録 1式
- その他、業務遂行の過程で作成した写真、動画撮影データ、追加クリエイティブ等の生データ（編集可能な形式を含む） 1式

4. 知的財産権および権利帰属

(1) 一切の権利の帰属と譲渡

本業務の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、所有権、その他一切の知的財産権は、納品をもって交通協議会に帰属するものとする。これには受託者が独自に作成したロゴ、イラスト、写真、動画、ソースコード等を含む。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、交通協議会が成果物を自ら改変、翻案、二次利用（媒体を問わず）することに対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 商標登録の協力

交通協議会が名称、ロゴ、キャラクター等の商標登録を行う場合、受託者は必要な調査や資料作成を業務の範囲内として支援すること。なお、特許庁への出願料および登録料等の実費は交通協議会の負担とする。

(4) 第三者の権利処理

成果物に第三者が権利を有する素材（ストックフォト、フォント、音楽等）を使用する場合、受託者は交通協議会が将来にわたり追加費用なしで、期間・媒体の制限なく利用できるライセンスを取得するものとする。ライセンス料は委託料に含むものとする。

(5) 生データの納品

印刷物やデザインについては、交通協議会が将来的に微修正や二次利用を行えるよう、編集可能な形式（Adobe Illustrator、Photoshop 等のネイティブデータ）も併せて納品すること。

5. 特記事項

(1) 再委託の制限

業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合は、事前に交通協議会の書面による承認を得ること。

(2) 契約不適合責任

納品後 1 年以内に成果物に不備や瑕疵（システムのバグ、権利の不備等）が発見された場合、受託者は無償で修復または交換を行うものとする。

(3) 表現への配慮

不便な移動手段というイメージを排除し、幅広い世代の市民の暮らしを支え、地域の価値を高める「ライフスタイル・インフラ」としての品格ある表現を維持すること。

6. 成果物の納入

令和 9 年 1 月 31 日までに、指定のデータ形式および現物を納入すること。